

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業所及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者に対し、食費・居住費の一部を補助するなど、負担軽減措置を講じること。
- (4) 難病や認知症の方が必要なサービスを受けることができるよう、支援のあり方を検討すること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、平成23年度までの時限的な施設整備補助制度である「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」について平成24年度以降も継続するとともに、地域の実情を踏まえたものとする。

- (2) 介護保険事業計画に基づき、将来にわたって安定的かつ持続可能な運営

が担保されるよう、いわゆる総量規制を維持すること。

4. 第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

5. 要介護認定について

介護状態が固定化している要介護5等の者の認定有効期間について更に延長し、事務の効率化を図ること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業について、地域において円滑にサービス提供がなされるよう、国による支援措置を講じること。

7. 介護報酬について

- (1) 平成24年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、地域の実情に応じた報酬体系とするとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上等を図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。
- (2) 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策（介護報酬3%増）」及び平成21年度補正予算における「介護職員処遇改善交付金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の負担増とならないよう、継続的な措置を講じること。

また、介護職員処遇改善交付金事業については、恒久的な措置とすること。

- (3) 介護報酬については、一定割合が確実に従事者の給与に反映される仕組みを構築するなど、その透明性を確保すること。
- (4) 介護報酬の地域区分の見直しに当たっては、見直しにより特に上乗せ割合が変更となる保険者等においては人材の確保など制度運営に支障が生じることが予想されるため、国において、当該保険者等に対して所要の措

置を講じるとともに、保険者をはじめ介護関係者に十分な説明を行うなど、見直しに対する理解を得たうえで実施すること。

8. 東日本大震災関係等について

- (1) 被災者の介護サービスに係る利用料について、被災者個人に係る保険適用外の自費対応分を必要な期間、公費負担とするなど、引き続き財政的支援を図ること。
- (2) 震災の影響による介護サービス利用者の急激な増加や生計維持者の減収等に伴う第1号被保険者の負担能力の低下による、保険者の保険財政運営への影響を緩和するため、必要な財政措置を講じること。

9. その他

- (1) 介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体と十分協議するとともに、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。
また、次期介護保険事業計画策定のための情報提供を速やかに行うこと。
- (2) 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設が所在する市町村の負担に対する支援措置を講じること。
- (3) 医療依存度の高い要介護者が、必要な介護・医療の両サービスを円滑に受けられるようにすること。
- (4) 「地域支え合い体制づくり事業」について、平成24年度以降も継続すること。